

「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

【概要】

このシステムは、子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設の情報公表及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等（以下、「保育所等」という）の情報公表について、利用者の選択に資する情報を、インターネット上で直接閲覧できる環境整備を目的として令和2年9月より運用を開始したものです。

○子ども・子育て支援情報公表システム年間スケジュール（予定）

認可 年間スケジュール	本システムの利用者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	都道府県・政令市等	年度更新準備	（新規）事業者及び施設基本情報の登録										
市町村	都道府県知事が必要と認める事項の登録（都道府県のみ）※												
施設	年度更新開始	（申請された）施設詳細情報の承認及び公表											
		施設情報（基本・詳細）の確認											
		施設詳細情報の登録（更新）及び自治体への申請											
		※前年度と情報に変更がない場合でも、毎年度の報告が必要です。 ※施設詳細情報の更新は、随時可能です。											

※年度更新開始後から翌4月までに登録された事項は、翌年度分に反映されます。

【公表内容】

- ・施設等を運営する法人に関する事項
- ・当該報告に係る教育・保育提供に関する事項
- ・教育・保育に従事する従業者に関する事項
- ・教育・保育等の内容に関する事項
- ・当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項
- ・権利擁護等のために講じている措置に関する事項
- ・教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
- ・都道府県知事が認める事項

【各施設における対応】

○既存園

- ・令和4年度の施設情報の更新の御案内は、令和4年5月を目途に別途通知します。

○新規開設園

- ・新園のシステムへのログインID・パスワードは、市が登録した各法人、または施設のメールアドレス宛てに、当該システムよりすでに送付されています。

（このID・パスワードは、毎年度、登録情報の確認・更新をする際に必要となりますので、**必ず保管をお願いします。**）

- ・その後、施設の情報をご入力いただいた上、当市に申請をいただき、神奈川県承認後、施設情報が公表される流れとなります。**システムの操作方法・各施設による作業の詳細については、別途通知いたします。**

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）について

2. 公表済施設情報の「児童福祉施設等災害時情報共有システム」への連携について

令和3年度から厚生労働省において運用が開始された同システムは、子ども・子育て支援情報公表システムと連携し、公表された施設情報を活用することで、災害時における「国・自治体・施設」間の被災情報共有の共有を行っています。

公表済の施設情報が連携対象となるため、未公表施設等がある場合は速やかな承認・公表にご協力をお願いします。

児童福祉施設等災害時情報共有システムの仕組み



<公表システムと連携している施設>

- ・保育所
- ・認定こども園（幼保連携型）
- ・認定こども園（保育所型）
- ・認定こども園（幼稚園型）
- ・認定こども園（地方裁量型）
- ・家庭的保育事業所
- ・小規模保育事業所（A型）
- ・小規模保育事業所（B型）
- ・小規模保育事業所（C型）
- ・事業所内保育事業所（小規模A型基準）
- ・事業所内保育事業所（小規模B型基準）
- ・事業所内保育事業所（定員20人以上）

<連携する情報>

- ・事業所番号
- ・施設等の名称
- ・施設類型
- ・法人等の名称
- ・法人等の種類
- ・郵便番号
- ・施設等の所在地 都道府県
- ・施設等の所在地 市区町村
- ・施設等の所在地 町名・番地
- ・施設等の所在地 建物名・部屋番号等
- ・施設等の電話番号
- ・施設等の管理者の氏名
- ・施設等の管理者の職名
- ・事業の開始年月日
- ・利用定員数（合計）